

日本司法支援センター
平成 30 年 1 月 22 日
平成 30 年細則第 2 号
最終改正 令和 7 年 1 月 20 日
令和 7 年規程第 3 号

地方事務所及び地方事務所支部におけるDV等被害者法律相談援助業務に関する 決裁細則

(目的)

第1条 この細則は、地方事務所及び地方事務所支部におけるDV等被害者法律相談援助業務に関する決裁について必要な事項を定めることを目的とする。

(理事長の決裁事項)

第2条 地方事務所におけるDV等被害者法律相談援助業務に関する起案文書（決裁を求めるために起案した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方法で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）で、業務方法書第70条の12第1項に基づく弁護士とのDV等被害者法律相談援助契約の締結につき、次の各号に掲げる場合においては、理事長が決裁する。

- 一 契約締結障害事由があること以外を理由として契約の申込みを拒絶する場合
- 二 前号以外で地方事務所長が理事長の判断を要すると認めた場合

2 前項の規定により理事長が決裁する起案文書について、至急に決裁する必要がある場合で、理事長が事故、出張、休暇その他の理由により直ちに当該起案文書の決裁をすることができないときは、理事長に代わって、当該起案文書に関する担当理事が決裁を行う。

3 前項の規定により代わって決裁をした担当理事は、起案文書に代決であることを表示するとともに、事後、速やかに、理事長に報告しなければならない。

(地方事務所長の決裁事項)

第3条 地方事務所におけるDV等被害者法律相談援助業務に関する起案文書で、別表1に定める事項に関するものについては、地方事務所長が決裁を行う。ただし、決裁事項について利益が相反するなど地方事務所長が決裁を行うことが相当ではないときは、地方事務所副所長が決裁を行う。

(代決)

第4条 至急に決裁する必要がある起案文書について、前条の規定に基づき決裁を行うべき地方事務所長が事故、出張、休暇その他の理由により直ちに当該起案文書の決裁をすることができないときは、地方事務所長に代わって、地方事務所副所長が決裁を行う。

2 前項の規定により代わって決裁をした地方事務所副所長は、起案文書に代決であることを表示するとともに、事後、速やかに、地方事務所長に報告しなければならない。

(地方事務所事務局長の決裁事項)

第5条 地方事務所長の決裁事項のうち、別表2第1「事務局長が決裁を行うもの」については、地方事務所事務局長が決裁を行う。ただし、特別の事情があるときは、地方事務所長又は地方事務所副所長が決裁することを妨げない。

2 部長又は課長が配置されている地方事務所においては、地方事務所長の決裁事項のうち、別表2第1第2項「部長又は課長が決裁を行うもの」につき、地方事務所部長又は課長が決裁を行う。ただし、特別の事情があるときは、地方事務所長若しくは地方事務所副所長又は地方事務所事務局長が決裁することを妨げない。

3 地方事務所におけるDV等被害者法律相談援助業務に関する起案文書で、別表2第2に定める事項に関するものについては、地方事務所事務局長が決裁を行う。

(代決)

第6条 至急に決裁する必要がある起案文書について、前条の規定に基づき決裁を行うべき地方事務所事務局長が事故、出張、休暇その他の理由により直ちに当該文書の決裁をすることができないときは、地方事務所事務局長に代わって、事務局長補佐又は地方事務所事務局長が指定した者が決裁を行う。

2 前項の規定により代わって決裁をした者は、起案文書に代決であることを表示するとともに、事後、速やかに、地方事務所事務局長に報告しなければならない。

(内容が軽易又は定例な起案文書の決裁)

第7条 第5条にかかわらず、別表2第1「事務局長が決裁を行うもの」については、別に地方事務所長の承諾を得て、地方事務所事務局長の定めるところにより、所管の部長又は課長を決裁者とすることができる。

(地方事務所支部、地方事務所出張所における規定の適用)

第8条 本細則は、地方事務所支部におけるDV等被害者法律相談援助業務について別表1に定めるNo.1を除き準用する。この場合において、本細則中「地方事務所長」とあるのは「地方事務所支部長」と、「地方事務所副所長」とあるのは「地方事務所支部副支部長」と、「地方事務所事務局長」とあるのは「地方事務所支部事務局長」と読み替えるものとする。

2 本細則は、地方事務所出張所（臨時出張所を除く。）におけるDV等被害者法律相談援助業務について準用する。この場合において、本細則中「地方事務所事務局長」とあるのは「地方事務所出張所主幹」と読み替えるものとする。

附 則

この細則は、平成30年1月24日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和3年細則18号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（日本司法支援センター令和6年細則第3号）

この細則は、令和7年2月1日から施行する。

別表 1

No.	決裁事項	規程
1	基本契約申込みの承諾（本決裁細則第2条第1項に定める理事長の決裁事項を除く。）	D V等被害者法律相談援助業務運営細則第4条第1項
2	作成すべき名簿の種類及び編成方法並びにD V等被害者法律相談援助の担当者として選任する手順その他D V等被害者法律相談援助業務を迅速かつ確実に行うために定めるべき必要な事項	D V等被害者法律相談援助業務運営細則第5条第4項
3	D V等被害指定相談場所の指定	D V等被害指定相談場所の指定等に関する細則第2条
4	D V等被害指定相談場所の指定の解除	D V等被害指定相談場所の指定等に関する細則第4条第1項
5	法律相談票等未提出案件が一定件数を超えた場合の取扱い	D V等被害者法律相談援助業務運営細則第16条
6	不服申立て案件に関する原決定の停止等	業務方法書第69条第3項ただし書(同第70条の26で準用)
7	不服申立て却下決定（期間経過、手続違反）	業務方法書第69条の2（同第70条の26で準用）
8	不服申立てに対する決定	業務方法書第69条の7（同第70条の26で準用）
9	再審査申立てに対する差戻し決定後の決定	業務方法書第70条の8第1項（同第70条の26で準用）
10	更正決定等	業務方法書第70条の9（同第70条の26で準用）
11	日本司法支援センターの事務所以外における審査の場所	地方事務所D V等被害者法律相談援助審査細則第4条
12	その他特に重要な決裁	—

別表 2

第 1 事務局長が決裁を行うもの

	No.	決裁事項	規程
事務局長が決裁を行うものの	1	D V 等被害者法律相談援助の拒絶又は中止（不適切利用者）	業務方法書第 70 条の 19 第 3 項
	2	D V 等被害者援助弁護士に法律相談費を支払わない旨の決定	業務方法書第 70 条の 21 ただし書
	3	送金	—
部長又は課長が決裁を行うものの	1	D V 等被害者出張相談の要否の判断及び担当者の選任	D V 等被害者法律相談援助業務運営細則第 11 条第 3 項
	2	D V 等被害者法律相談援助の担当者の選任	D V 等被害者法律相談援助業務運営細則第 12 条
	3	旅費、宿泊費の決定	D V 等被害者法律相談援助業務運営細則第 20 条
	4	D V 等被害者援助費用負担決定	業務方法書第 70 条の 22 第 1 項
	5	D V 等被害者援助費用負担決定の取消し	業務方法書第 70 条の 22 第 3 項
	6	D V 等被害者援助弁護士による金銭の立替、受領の承認	業務方法書第 45 条ただし書(同第 70 条の 26 で準用)

第2 事務局長の決裁事項

No.	決裁事項	規程
1	業務統合管理システムの修正	—
2	被援助者による過誤払込金の返金	会計規程第5条(3)イ
3	その他の決定（別表1の決裁事項を除く。）	—